

①

死亡届に関する手続きについて①

死亡届提出の際には、国民健康保険加入者(75歳未満)、後期高齢者医療(75歳以上)、国民年金等について別途手続きが必要となります。後日、下記書類等をご持参のうえ、来庁願います。

国保年金係

* 国民健康保険に加入している人が亡くなった場合

☐ 国民健康保険被保険者証等

☐ 喪主様の預金通帳

* 65歳以上の方が亡くなった場合

☐ 介護保険被保険者証

* 年金を受給されている人が亡くなった場合

☐ 死亡された方の年金証書(国民年金・厚生年金等)

☐ 配偶者などのご遺族様の預金通帳、マイナンバーカードまたは通知カード〔氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。〕

※手続きの際に戸籍謄本等を提出していただく場合があります。

※遺族厚生年金の請求手続きは、年金事務所になりますのでご案内のみになります。

※年金を受給していない人でも、手続きがある場合がありますのでお問い合わせください。

医療給付係

☐ 後期高齢者医療被保険者証等

☐ 喪主様及び相続人代表者の預金通帳

◆裏面②に続く

【お問い合わせ先】

市民生活部国保医療課

Tel 0192-27-3111

国保年金係(内143・144)

医療給付係(内145・146)

②

死亡届に関する手続きについて②

亡くなられた人の税や保険料について納付又は還付金の受け取りをお願いする場合があります、その際に通知や還付金を受け取る人を登録する手続きが必要となります。また、固定資産税などの市税について通知を受け取る代表者をあわせて登録する必要があります。つきましては、以下のものをご持参のうえ、窓口までお越しください。

税務課

☐：相続人代表者の印鑑

☐：相続人代表者の口座が分かるもの(通帳など)

※「相続人代表者」とは：市税や保険料などの通知を受け取る代表者です。相続放棄をした場合は相続人代表者になれません。詳しくは窓口にお問い合わせください。

◆表面①もあります

【お問い合わせ先】

総務部税務課

Tel 0192-27-3111

収納係（内 157・158）

市民税係（内 154・153）

資産税係（内 140・156）